

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

平成二十七年二月十七日

江戸川区長 多田正見

議決を得た契約の変更調書

工 事 件 名	契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
都市計画道路補助第 286 号 線(中央)街路整備工事(そ の 3)	澤建設株式会社 代表取締役 澤井 克夫	25.12.10 (302 日間)	円 223,020,000	今回 26.12.12	円 216,910,050 (6,109,950) (2.7%)	下水道管新設に当たり、既設埋設 管が障害となることが判明したた め、設置位置を変更したこと等によ る減及び掘削により発生した土の 運搬、処理を追加したこと等による 増
都市計画道路補助第 286 号 線(中央)街路整備工事(そ の 4)	星見建設株式会社 代表取締役 星見 幸治	25.12.10 (302 日間)	円 219,345,000	今回 26.12.12	円 235,977,000(16,632,000) (7.6%)	先行した街路整備工事の一部の 工事範囲を、安全性等を考慮し、本 工事に一体化させていたことで、施 工範囲が拡大したこと等による増 及び下水道管新設に当たり、既設埋 設管が障害となることが判明した ため、設置位置を変更したこと等による減